

寄せられたコメント及びコメントに対する金融庁の考え方

本「寄せられたコメント及びコメントに対する金融庁の考え方」においては、以下の略称を用いています。

正式名称	略称
外国会社報告書等による開示に関する留意事項について(案)	英文開示ガイドライン
外国会社届出書等による開示に関する留意事項について	

	寄せられたコメント	金融庁の考え方
1	<p>本件英文開示ガイドライン（案）Aの3は、開示されることが「予定」されている場合も、法第5条第6項に規定する「外国において開示が行われている場合」に含まれるとしている。</p> <p>しかし、書類の不備等により外国での募集等が中止されて実際には開示されなかった場合には、どうなるのか。</p> <p>このような問題があるからといって、「予定」されているに過ぎない場合は、「開示が行われている場合」に当たらないとすると、本邦と外国での同時募集等を不当に妨げることになり、妥当でないと思う。</p> <p>したがって、このような場合は、遡及的に「開示が行われている場合」への該当性が否定され、新たに原則通りの届出書を提出する義務が発生するものと解すべきではないか。</p>	<p>英文開示ガイドラインAの3では、①わが国における有価証券の募集・売出しと同時に外国において募集・売出しが行われる場合又は②わが国の金融商品取引所への上場と同時に外国においても上場される場合であって、外国において開示されることが予定されている場合が「外国において開示が行われている場合」に該当します。</p> <p>書類の不備等により外国での募集等が中止されて、開示されることが予定されていた書類が実際には開示されなかった場合には、「外国において開示が行われている場合」には該当しないものと考えられます。</p>
2	<p>東京証券取引所及び日本証券業協会が共同で作成した「外国会社報告書等の作成要領」においては、外国会社報告書等の補足書類である要約の日本語による翻訳文、不記載事項及び対照表の作成要領が記載されているところ、英文開示ガイドライン案Bの4-1では「要約の日本語による翻訳文は、東京証券取引所及び日本証券業協会が共同で作成し、公表した作成要領に従って作成することができることに留意するものとする」との記載があるのみであり、不記載事項及び対照表については言及がない。貴庁の立場としては、これらについては同作成要領に従って作成することができることを認めない趣旨か。</p>	<p>企業内容等の開示に関する内閣府令第9条の7第4項等に規定する「不記載事項（第2項各号に定める事項を除く。）を日本語又は英語によつて記載したもの」及び「発行者情報と当該事項に相当する外国会社届出書の記載事項との対照表」についても、東京証券取引所及び日本証券業協会が共同で作成し、公表した作成要領に従って作成することができますので、その旨を英文開示ガイドラインBの4-1に追加しました。</p>